平成２６年（フ）第４１５９号
大阪府寝屋川市上神田２丁目３番25号
債務者　船木　秀一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６４号
大阪府寝屋川市上神田２丁目３番25号
債務者　船木由紀子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１５号
大阪府豊中市東豊中町１丁目９番20号
債務者　河野　辰也
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２３号
大阪府吹田市五月が丘東１番６号
債務者　佐藤　幸江
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９７号
大阪府八尾市幸町５丁目30番地　市営住宅32―19号
債務者　野田　淳子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９９号
大阪市住吉区長居西１丁目12番31号　メゾンドロイヤルⅡ401号
債務者　高須賀富保
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５１号
大阪府豊中市稲津町２丁目18番２―505号
債務者　井上　慎一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６６７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　足羽　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６３号
大阪市北区長柄東２丁目４番１―709号
債務者　大久保己知子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８４１号
大阪府守口市南寺方南通３丁目12番３―405号、前住所大阪府守口市南寺方南通３丁目７番１号
債務者　中川　富美
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９７号
大阪市大正区鶴町３丁目７番４―103号、前住所大阪市大正区南恩加島６丁目18番４号
債務者　原田　京子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２号
奈良市疋田町４丁目153番地の３
債務者　髙橋　良周
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４２号
奈良県大和郡山市小林町西２丁目３番地３　エンジェルハート202号室
債務者　沖元　和行
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
香川県さぬき市津田町鶴羽1118番地12　天神団地２―24
債務者　畠宗喜代枝（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８３号
香川県坂出市久米町２丁目１番17号
債務者　藤原　貴子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第８８号
栃木県栃木市大平町富田27番地１　リンムーハイツ202、従前の住所栃木県栃木市大平町西水代3515番地６　メゾンドルナＡ棟102号室
債務者　片岡真由良
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第６５号
熊本県八代市麦島西町５号10番地　103
債務者　野澤伸一郎
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月26日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部